

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 19 日

各都道府県消防防災主管部（局）  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について（人事院規則 9-129 の一部改正）（情報提供）

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長から「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について（人事院規則 9-129 の一部改正）」が別紙のとおり発出されましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

# 別紙

総行給第6号  
令和2年3月18日

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部  
給与能率推進室長  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について（人事院規則9-129の一部改正）

本日、人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する規則が公布されましたので、別添のとおり送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本改正内容及びその趣旨を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室 給与第二係 電話 03-5253-5549（直通）
--

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月十八日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一二九―三

人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次

第一章 東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第一条―第三条

）

第二章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第四条―第六条）

第三章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第七条）

附則

第三章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九―三〇の特例

第一章 東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第一条―第三条

）

第二章 東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第四条―第六条）

（新設）

附則

（新設）

(防疫等作業手当の特例)

第七条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があつた船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事院が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合

において、規則九―三〇第十二条の規定は適用しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千円）とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一二九の規定は、令和二年一月二十七日から適用する。

# 特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正

(令和2年3月18日公布・施行、同年1月27日から遡及適用)

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置

## 支給対象業務

### 作業場所に係る要件

- 新型コロナウイルス感染症流行地を発航した航空機のうち人事院が定めるものの内部  
↓  
武漢からの**政府チャーター機**
- 航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部  
↓  
**ダイヤモンド・プリンセス (DP) 号**
- これに準ずる区域として人事院が定めるもの  
↓  
帰国邦人・DP号下船者が**宿泊する施設内** 等

### 作業内容に係る要件

- 新型コロナウイルス感染症から国民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事院が定めるもの  
↓  
**帰国邦人又はDP号乗客・乗員への対応**における
  - ・ 対象者に接して行う作業
  - ・ 対象者が使用した物件の処理
  - ・ 施設内における長時間のリエゾン 等

## 手当額

- 作業1日当たり**3,000円**
- 以下の作業に従事した場合には1日当たり**4,000円**
  - ・ 患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
  - ・ 患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業 等